

業者との契約において、サービス仕様適合開示書やサービスレベルアグリーメントを用いて、事業者との分担や事業者の義務を明記する必要性を示しております。

また、総務省、経済産業省により策定される医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全ガイドラインにおきましては、システム提供事業者側に対し、医療機関等の間で医療情報システムの安全管理について役割分担の明確化等を図るために、サービス仕様開示書及びサービスレベル合意書を用いて、医療機関等へ情報を提起すべき項目を具体的に明示し、適切に共通理解を得るよう示しているところでございます。

行っていきたいと考えております。

○芳賀道也君 病院側、このＩＴ企業側、共に責務を負うよう、しっかりとルール化してこの病院を守っていただきたい。まさに、コロナ禍でただでさえ混乱している医療機関ですから、それ以外のことでも混乱しないように、しっかりとルールを定め、また必要な援助を行って、守っていただきたいと思います。

次に、このサイバー攻撃を受けたような病院だけではなくて、今、サイバーセキュリティ対策が全国の病院、診療所で十分に実施される必要がある、また脆弱であることも明らかになつていいたいと考へております。

そこで、この今進められているオンライン資格確認についてなんですが、このオンライン資格確認の義務化、これは十分なセキュリティー対策が取られた後というふうにすべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○大臣政務官(本田顯子君) 質問の件でございますけれども、結論で申しますと、全国の医療機関等で速やかに厚生労働省としても導入していくた

そのゆえんでござりますけれども、オンライン資格確認で用いる医療機関等のネットワーク改正は、悪意のある第三者からの攻撃による情報漏洩を防ぐため、通信事業者が独自に保有をする開域ネットワーク等を利用し、セキュリティーを確保しております。また、電子証明書による端末の認証やデータの暗号化を行い、データの紛失、漏洩を防ぐとともに、ウイルス対策に万全な措置を講じ、安全性を確保しております。

調査、賛成が九％、反対が七三%、医療機関で実際にオンライン資格確認を導入したトラブル、工具を経験したところが四割を超えていて、資料五ページの下を見ていただくと、その不具合のこち、被保険者の情報が迅速に反映されない六割、カードリーダーの不具合四割ということで、実際には混乱も起きてています。

え れ も し つ く ま 不 ト う い ま し た 。
○伊藤岳君 日本共産党の伊藤岳です。
岡田大臣が代表を務める自民党石川県参議院選挙区第二支部の政治資金報告書によりますと、宣伝事業費の中に広報掲示板管理料を計上して、選挙区在住の有権者の方に一件当たり一万二千五百円から八万円を支出していました。この広報掲示

さらに、厚生労働省では、個人情報保護法等を根拠とした医療情報システムの安全管理に関するガイドラインを定めており、閉域ネットワーク等で接続する場合でも、医療機関等の内部ネットワークにおいて、ウイルス対策ソフトやOSの更新等、リスク対してセキュリティ対策を適切に実施すること等を医療機関に求めております。仮に、医療機関にサイバー攻撃等のセキュリティー事案が生じた場合には、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに基づき、厚生労働省へ報告を行うほか、オンライン資格等システムを運営している社会保険診療報酬支払基金へ報告をするよう、医療機関向けの専用サイトにおいて周知をしております。報告を受けた社会保障診療報酬支払基金は、オンライン資格確認の利用停止、ネットワーク回線の遮断などの対応を講じることとなっており、これは、この前の大阪の病院につきましてもそうしたことで漏えいはなされていないとということを確認しております。

こうしたことから、オンライン資格確認については、国民の皆様にマイナンバーカードを受診していくいただくことで、健康、医療に関する多くのデータに基づいたより良い医療を受けていただくことが可能となるので、様々なメリットを皆様に御認識していただきて、全国の医療機関でも速やかに導入していただきたいと考えております。

○芳賀道也君 便利になることを否定するわけではないんですが、コロナ禍で大変な混乱をしている病院、配付資料でも、全国保険医団体連合会の

最後に、河野大臣にお聞きしたいんですが、厚労省関係は大臣の所管ではありませんんでしようが、それでも、様々なデジタル上でのそうしたサイバーアクセスがあるとか、先ほども、河野大臣は岸委員の質問に、一人一人に合った便利さを追求していくこと、それから御懸念に対しても「丁寧に」ということと、それから御懸念に対しても「丁寧に」対応していくんだという御答弁をいただきましたけれども、こうした今の審議を聞いていて、オンライン資格確認も含めて、便利になることはいいことですが、混乱することはあってはならないということ、両面あると思うので、御感想でもう言いたいと思いますが、いかがでしょか。

○國務大臣(河野太郎君) ありがとうございます。

マイナンバーカードと保険証を一体化することによりまして、一々保険証を切り替えなくて済む、あるいはデータに基づいた質の高い医療を受けるといふ大きなメリットがございます。

他方、多くの懸念、不安の声がデジタル庁に寄せられているのも事実でござりますので、そちらについて一つ一つ丁寧にお答えをしてまいりたいというふうに思つております。

その上で、国民の皆様にマイナンバーカードをしっかりと取つていただいて、二〇二四年秋からマイナンバー保険証で前に進んでいきたいというふうに思つておるところです。

○元賀道也君 便利になることを否定はしません

板管理料という名目で現金を配る。公職に就く同じ議員として、私、こんな話を聞いたことがあります。公職選挙法の第二百九十九条の二には、公職の候補者又は公職の候補者となるとする者は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならないと定めています。同法第七十九条の二では、寄附の定義として、寄附とは、金銭、物品その他の財政上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいうとしています。

岡田大臣にお聞きします。

公職選挙法では、寄附はごく一部の例外を除いて禁じられている。しかも、禁止される寄附の定義は、社会通念上の概念より広く定義されています。大臣、これ、当然同じ認識ですかね。

○國務大臣(岡田直樹君) お答え申し上げます。委員お尋ねの公職選挙法につきましては、これは総務省の所管であり、この法律の具体的な解釈についてお答えする立場にはございませんが、私の認識について申し上げたいと存じます。

まず、公職選挙法の寄附につきましては、ただいまも御指摘がありましたように、同法百七十九条第二項において、「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のもの」というふうに規定されております。その上で、今御指摘がある広報掲示板管理料を

調査、賛成が九%、反対が七三%、医療機関で実際にオンライン資格確認を導入したトラブル、不

あります。

ありがとうございました。